

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和8年3月5日（木）午前10時00分～午前11時10分					
②	会 場	大洲市役所2階 大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	12	川本由紀美	13	矢野正祥		
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	井上事務局長		富永次長		三瀬専門員（農地）	
		松田専門員（農政）		吉田書記			
⑦	農 林 振 興 課	竹田課長		西山課長補佐			
⑧	会 議 の 内 容	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第15号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第16号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第17号	非農地証明について				
		議案第18号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について				
		議案第19号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について				
		議案第20号	地域計画の変更に係る意見聴取について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和8年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、12番 川本由紀美委員、13番 矢野正祥委員より欠席の報告を受けています。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、29番 大本昭裕委員と30番 武知由美子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第14号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページ並びに議案説明資料2ページから4ページをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、田処の田15筆7,905.82㎡、畑2筆3,525㎡について、亡くなった所有者の遺言により譲受人が申請地を取得するものです。</p> <p>所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、新谷の田1筆967㎡について、譲渡人が県外在住で耕作管理が困難なため譲受人が申請地を購入し、新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>3番、新谷の田1筆1,011㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を購入するものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>以上3件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>

17番

1番案件についてご説明いたします。

議案説明資料2ページを参考にしてください。

1番案件は、遺贈による所有権移転です。

申請地は、柳沢コミュニティセンター田処分館から東へ約600m～1kmのところにある農地です。

先月16日に、事務局職員と現地確認を行いました。

申請地は、雑草が繁茂しており、しばらく耕作されていない状況ですが、今後、譲受人が整備していくとのことです。

譲受人は県外に在住していますが、年の半分以上は田処の実家へ帰省し、農業に従事しており、耕作管理に問題はないと考えます。

申請人夫婦が年間を通じて農業に従事するとのことです。

なお、譲受人が所有している農地のうち442㎡が非耕作地となっていますが、この土地につきましては20年以上前から植林しているとのことで非農地証明願が出されており、この後の議案でご審議いただく予定です。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

19番

2番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は3ページを参考にしてください。

2番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、新谷コミュニティセンターから東へ約40mのところある農地です。

先月18日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたり、譲受人より水稻を栽培する旨の新規営農計画書が提出されています。

今後必要な農機具につきましては、購入又は知人に借用するとのことです。

譲受人は、高校卒業まで実家で水稻の手伝いをしていた経験や退職後は知人の農作業の手伝いを行っており、農業経験はあります。取得後は水稻栽培を行っている知人の協力を得ながら水稻栽培を行うとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

20番

3番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は4ページを参考にしてください。

3番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、新谷コミュニティセンターから、南東へ約800mのところにある農地です。

	<p>先月18日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人世帯は、現在も水稻、野菜及び栗を栽培しており、今後も引き続き、家族で年間を通して農業に従事していくとのことですので、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第15号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農政係長）	<p>議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案書2ページ並びに議案説明資料5ページから13ページまでをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、野佐来の土地1筆です。</p> <p>日常生活及び農作業をするうえで、車庫及び倉庫が必要であるため、申請地に車庫及び倉庫を建築するため転用するものであります。</p> <p>申請地は、議案説明資料6ページの位置見取図において示している箇所となっており、大洲市中心部から南に約4.2kmのところを位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料5ページをご確認ください。</p> <p>なお、本案件の農地につきましては、今年7月の第7回定例総会で農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法第12条公告がなされています。また、この後の第16号議案の4番案件の一体利用地となっています。</p> <p>2番、上須戒の土地1筆です。</p> <p>既存墓地のみでは将来的な需要に対応することが困難な状況となっているため、既存墓地に隣接する申請地を墓地として転用するものであります。</p> <p>申請地は、議案説明資料11ページの位置見取図において示している箇所となっており、大洲市内中心部から北西に約5.2kmのところを位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない</p>

	<p>生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料10ページをご確認ください。</p> <p>なお、申請地の一部は既に墓地として利用され、違反転用状態となっており、申請人から始末書が提出されています。</p> <p>以上2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
9番	<p>1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の5ページから9ページを参考にしてください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。</p> <p>本件は、昨年7月に開催されました第7回定例総会の議案第46号「農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。調査結果は、第7回定例総会でご説明いたしましたとおり立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっていませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われまます。</p> <p>また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を市道及び住宅地に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから特に問題ないものと考えます。</p> <p>なお、既に当該土地は、車庫及び物置が建築されており、違反転用になっていることから始末書の提出を受けています。</p> <p>よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>2番。</p>
23番	<p>2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の10ページから13ページを参考にしてください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、既に申請地の一部が墓地として利用をされており、違反転用の状況にあることから、申請人も始末書を提出し、大変反省をされています。</p> <p>第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、自己所有地や山林で囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。</p> <p>よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p> <p>墓地というのは、農地への影響はないのでしょうか。特別な許可は必</p>

	要ありませんか。
事務局（専門員兼農政係長）	墓地埋葬法上の許可は、別途すでに受けており、この転用の許可を受ければ墓地建設ができるようになります。
議長（会長）	わかりました。そのほか何かないでしょうか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第16号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書3ページ並びに議案説明資料14ページから30ページまでをあわせてご覧ください。 1番、阿蔵の土地155㎡の案件は、譲受人世帯は現在親と同居しているが、子供も成長し手狭になってきたため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築しようとするものです。 農地区分は大洲市中心部から西北西に約1.7kmのところに位置し、300m以内にJR西大洲駅が存する区域内にある農地であることから第3種農地と判断しています。 したがって、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。 2番、柚木の土地2筆合計288㎡の案件は、譲受人は建売住宅の分譲を計画しており、申請地は住宅の需要が見込まれるため、売買により取得し建売住宅を建築しようとするものです。 農地区分は、大洲市中心部から南東に約840mのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから第3種農地と判断しています。 したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。 3番、中村の土地213㎡の案件は、譲受人世帯は、現在借家で居住しているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。 農地区分は大洲市中心部から北に約1.4kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから第3種農地と判断しています。 したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。 4番、野佐来の土地4.96㎡の案件は、譲受人の居宅には車庫がな

議長（会長）

1 番

議長（会長）

2 番

いため申請地を取得して車庫を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南に約4.2kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、申請地は既に工事が完了している違反転用の状態です。これについて譲渡人、譲受人双方から始末書が提出され、反省していますので、追認していただきますようお願いいたします。

以上4件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1 番。

1 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから17ページを参考にしてください。

申請地は15ページの位置図のとおり、JR西大洲駅から北へ約200mに位置する農地になります。

まず立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい借入金にて着工したいとのことであり問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

続いて、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから21ページを参考にしてください。

申請地は、19ページの位置図のとおり松山自動車道大洲南インターチェンジ松山方面登り口から、南西へ約320mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい自己資金にて着工したいとのことであり問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり、隣接に農地はありませんので、特に問題ないものと思われま。

以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

3 番。

3 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページから25ページを参考にしてください。

申請地は、23ページの位置図のとおりJR伊予大洲から西南西へ約

	<p>130mに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり 1 3 0 mに位置する農地になります。 まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われま。</p>
議長(会長)	<p>4番。</p> <p>4番案件の調査結果をご報告いたします。</p>
9番	<p>議案説明資料の26ページから30ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、27ページの位置図のとおり南久米コミュニティセンターから南南西へ約2.6kmに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、申請地は既に工事が完了している、違反転用の状態です。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、29ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われま。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、既に工事が完了している違反転用に関しましては、譲渡人、譲受人双方より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(質疑なし)</p>
議長(会長)	<p>特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第17号『非農地証明について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めま。</p>
事務局(専門員兼農政係長)	<p>議案第17号「非農地証明について」ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページ並びに議案説明資料31ページから36ページまでをあわせてご覧ください。</p>

議長（会長）	<p>1 番、菅田町大竹字虚邊の土地 4 筆計 1 9 1 m²の案件は、農地法が施行される昭和 2 7 年 1 0 月 2 1 日より前から非農地であったということで、申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は、昭和 1 8 年頃の肱川の洪水により、土砂が流れ込み耕作ができなくなり、それ以降農地として管理されることなく、現在は雑種地となっているとのこととございます。</p> <p>2 番、田処の土地 1 筆 4 4 2 m²の案件は、転用（植林に限る：2 0 年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は、傾斜地で農作業の効率が悪いことから、平成の初め頃に植林して山林化しており、農地への復旧が著しく困難な状態となったとのこととございます。</p> <p>なお、この申請地は、昨年 1 2 月 2 5 日に 1 2 条公告がなされ、農用地区域から除外された農地となります。</p> <p>以上 2 件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
1 3 番	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1 番。</p> <p>本日、矢野委員が欠席につき調査報告書を預かっていますので代読いたします。</p> <p>1 番案件について、調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の 3 1 ページから 3 3 ページを参考にしてください。申請地は、菅田町大竹にある父橋から東南東に約 1 km のところに位置する農地となります。</p> <p>2 月 2 0 日に事務局担当者と現地確認を行いました。</p> <p>申請者の申立てのほか、地元で長年住んでいた自分の親たちから聞いていた話から、申請地は昭和 1 8 年の肱川の洪水により土砂が流れ込んで耕作ができなくなり、それ以降、農地として管理されることなく現在に至っているようであります。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>2 番。</p> <p>2 番の案件について、調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の 3 4 ページから 3 6 ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、柳沢コミュニティセンター田処分館から北に約 6 2 0 m のところに位置する農地となります。</p> <p>2 月 1 6 日に事務局担当者と現地確認を行いました。</p> <p>申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも植林から 2 0 年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われまます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>

議 長 (会長)	地元委員から報告がありました。何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、この証明願いに係る土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第18号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農政係長)	議案第18号「納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」ご説明いたします。 租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。 この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについてご審議いただくものです。 1番、手成の申請人です。 申請農地は、手成にあります8筆及び戒川にあります1筆の計9筆で合計17,759㎡になります。納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成7年3月31日となっています。 対象の農地につきましては、農地の筆の一部に植林がされていたものの、農地は耕作管理されていました。 以上1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
22番	1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の37ページを参考にしてください。 申請地は37ページの位置見取図のとおり白滝コミュニティセンターから約400mから640m以内に点在する農地9筆になります。 申請人は、稲作及び栗を主体とした農業をしています。 2月20日に事務局担当者と現地確認を行い、9筆のうち手成の田4筆で稲作を、畑2筆で栗を栽培しており、また、戒川の田1筆については保全管理されているのを確認しています。 しかし、手成の田2筆については、一部に杉が植林されていました。 しかし、ほとんどの農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)	只今、地元委員より報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第19号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農地係長)	<p>議案第19号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」ご説明いたします。</p> <p>議案書6ページから20ページをご覧ください。</p> <p>本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため農業委員会の意見を決定するものです。</p> <p>貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。</p> <p>今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が38件66筆、利用権設定98, 816㎡、使用貸借の件・筆数が4件6筆、利用権設定6, 434㎡で、議案書19ページに記載のとおり利用権設定の件・筆数が42件72筆、利用権設定の総面積は105, 250㎡です。</p> <p>続きまして、所有権移転の案件です。</p> <p>議案書は20ページをご覧ください。</p> <p>1番、2番は同一案件です。東大洲の田について効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し売買により農地を取得するものです。</p> <p>面積は950㎡です。利用目的は水稻です。</p> <p>3番、4番は同一案件です。東大洲の田について効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し売買により農地を取得するものです。</p> <p>面積は457㎡です。利用目的は水稻です。</p> <p>以上、所有権移転の件・筆数はえひめ農林漁業振興機構が仲介しているため4件4筆、総面積は2, 814㎡です。</p> <p>問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えています。</p> <p>議題についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありませんか。
委員	（意見なし）
議長（会長）	特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。 それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。 次に、議案第20号『地域計画の変更に係る意見聴取について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第20号「地域計画の変更に係る意見聴取について」ご説明いたします。 議案書21ページ及び別冊の大洲市地域計画変更案並びに議案説明資料の38ページをあわせてご覧ください。 昨年3月に策定された大洲市地域計画について、対象農地を追加するなど変更する必要が生じており、その変更を行うためには、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くことを求められています。 変更の内容につきましては、農林振興課から説明していただきます。
農林振興課（課長補佐）	今回は令和7年3月31日に地域計画が策定されてから初めての変更となります。 計画の変更にあたり事前に2月17日から市公式ホームページにて協議の場を開催し、2月24日までの8日間意見聴取の期間を設けましたが、意見等はございませんでした。 地域計画への編入についてですが、主な理由といたしまして中山間地域等直接払制度への追加があります。同制度の対象とする農地が農振農用地であることと同時に地域計画に位置付けられていることが条件となるため、今年度に各集落協定で新たに対象となった農地を追加するものです。 地域計画からの除外についてですが、地域計画内で農地以外に転用する場合は事前に計画から除外する必要があります。1番目の新谷乙の農地989㎡は駐車場、資材置き場へ転用するため除外しようとするものです。2番目の肱川町大谷の農地4㎡は携帯電話基地局の設置するため除外しようとするものです。 地域内の農業を担う者に追加する農業者ですが、これは将来の農地を支える担う者として地域計画へ追加し位置付けるものです。今回は各地区で合計17名の方を追加しようとするものです。別冊の資料の中で赤色で記載しています。 地域内の農業を担う者の名称変更について、前回地域計画に位置付けていました楽天農業株式会社が令和7年4月に株式会社Revegeに商号を変更したことにより地域計画での名称を変更しようとするもので

す。

今回の編入により目標地図も変更となり、変更のあった地図を添付しています。目標地図では中山間地域等直接支払制度に係る編入と地域内の農業を担う者が耕作する農地などを追加していますが、同制度から除外した農地はそのまま載せています。これは同制度と地域計画の目的がそれぞれ異なることが理由です。同制度は農業生産条件の不利な中山間地域において農地を維持管理するための取り決めを行い、それに基づき農業活動を行う場合に面積に応じて一定額の交付金を交付する制度です。地域計画は地域の農業を将来に継続していくため農地を利用しやすいよう次世代に引き継ぐことが目的ですので、地域計画の策定を通して地域の課題が見える化し、担い手の農地や基盤整備が必要な農地など地域の実情を浮き彫りにすることで10年後を見据えた地域農業の対策を考える、必要な取組を行うことが目的ですので、今回の目標地図には引き続き記載しています。

説明は以上です。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見ご質疑等はありませんか。

委員

（意見なし）

議長（会長）

特に、ご意見ご質疑等もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。